

少年調査記録規程

昭和29年6月1日最高裁判所規程第5号

改正 昭和39年12月12日最高裁判所規程第9号
昭和40年2月12日最高裁判所規程第2号
昭和42年6月10日最高裁判所規程第7号
平成19年9月12日最高裁判所規程第3号
平成20年2月27日最高裁判所規程第2号
平成27年3月11日最高裁判所規程第4号

少年調査記録規程

(趣旨)

第一条 少年調査記録（以下調査記録という。）の作成、取扱及び保存については、この規程の定めるところによる。

(調査記録の作成)

第二条 調査記録は、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類（以下「参考書類」という。）を編てつして作成する。

2 再犯、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十七条第二項の規定による申請、同法第六十八条第一項の規定による通告、同法第七十一条の規定による戻し収容申請及び少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三百三十八第一項又は第三百三十九条第一項の規定による収容継続申請等により、同一の少年について新たな事件が家庭裁判所に係属した場合においては、調査記録は従前の事件について作成された調査記録に、新たに係属した事件について作成される参考書類を編てつして作成する。

(平一九最裁程三・平二〇最裁程二・平二七最裁程四・一部改正)

(決定書の謄本等の編てつ)

第三条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号。以下「法」という。）第二十条、第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の決定をしたときは、その決定書の謄本又は抄本を調査記録に編てつする。

(平一九最裁程三・一部改正)

(調査記録の送付)

第四条 第二条第二項に規定する場合において、従前の事件について作成された調査記録が新たな事件の係属した家庭裁判所にないときは、当該家庭裁判所は、その調査記録の送付を求めることができる。

2 前項の規定により調査記録の送付を受けた家庭裁判所は、新たに係属した事件について終局決定をしたときは、第三項の場合を除き、調査記録を送付した家庭裁判所にその結果を通知しなければならない。

3 第二条第二項に規定する場合において、従前の事件についてされた保護処分継続中に、新たに係属した事件について法第十九条第一項又は第二十三条第二項の決定をしたときは、第一項の規定により調査記録の送付を受けた家庭裁判所は、当該保護処分の決定をした家庭裁判所に調査記録を送付しなければならない。

(保存裁判所)

第五条 調査記録は、第四条第三項の場合には当該保護処分の決定をした家庭裁判所で、その他の場合には事件が最終に係属した家庭裁判所で保存する。

(保存期間)

第六条 調査記録の保存期間は、少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）第三十七条の二第四項の規定により返還を受けたものについてはその日から五年、その他のものについては終局決定の日から六年とする。但し、当該少年が二十六歳に達したときは、その期間内でも、保存期間が満了したものとする。

(廃棄)

第七条 保存期間が満了した調査記録は、廃棄する。

2 廃棄は、首席書記官の指示を受けてしなければならない。

(昭三九最裁程九・全改、昭四〇最裁程二・昭四二最裁程七・一部改正)

(特別保存等)

第八条 調査記録で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 調査記録で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければ

ならない。

3 前項の調査記録で、相当であると認めるものは、最高裁判所の指示を受けてその保管に移すことができる。

(昭三九最裁程九・全改)

附則

この規程は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（昭和三九年一二月一二日最高裁判所規程第九号）

この規程は、昭和四十年一月一日から施行する。

附則（昭四〇年二月一二日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和四十年二月十五日から施行する。

附則（昭四二年六月一〇日最高裁判所規程第七号）

この規程は、昭和四十二年六月十日から施行する。

附則（平成一九年九月一二日最高裁判所規程第三号）

この規程は、少年法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二七日最高裁判所規程第二号）

この規程は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年三月一一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年六月一日）